農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部改正）

第一条　次に掲げる命令の規定中「印」を削る。

一　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第七号及び別紙様式第九号

二　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第七号及び別紙様式第九号

三　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）別紙様式第七号の三から別紙様式第十号まで、別紙様式第十三号、別紙様式第十四号、別紙様式第十六号、別紙様式第十七号及び別紙様式第十九号

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式記載上の注意2．中「が記名押印又は自ら署名する」を「の氏名を記載する」に改める。

別紙様式第二号中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式記載上の注意2．中「の代表理事が記名押印又は自ら署名する」を「及び農林中央金庫の代表者の氏名を記載する」に改める。

別紙様式第三号中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式記載上の注意2．中「が記名押印又は自ら署名する」を「の氏名を記載する」に改める。

別紙様式第五号中「印」を削る。

（農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部改正）

第三条　農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府農林水産省令第十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式備考2．を削り、3．を2．とする。

様式第三中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式備考中1．を削り、2．を1．とし、3．を2．とする。

様式第七中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式備考を次のように改める。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部改正）

第四条　農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式記載上の注意2．(1)中「が記名押印又は自ら署名する」を「の役職及び氏名を記載する」に改め、同記載上の注意2．(2)中「ともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削る。

様式第三中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式記載上の注意2．中「が記名押印又は自ら署名する」を「の役職及び氏名を記載する」に改める。

様式第四中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式記載上の注意2．中「が記名押印又は自ら署名する」を「の役職及び氏名を記載する」に改める。

様式第五中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式記載上の注意2．中「が記名押印又は自ら署名する」を「の役職及び氏名を記載する」に改める。

様式第六中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式記載上の注意2．中「が記名押印又は自ら署名する」を「の役職及び氏名を記載する」に改める。

様式第七中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式記載上の注意2．中「が記名押印又は自ら署名する」を「の役職及び氏名を記載する」に改める。

様式第八中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式記載上の注意2．(1)中「が記名押印又は自ら署名する」を「の役職及び氏名を記載する」に改め、同記載上の注意2．(2)中「ともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名する」を削る。

様式第九中「氏名　　印」を「氏名　　」に改め、同様式記載上の注意2．中「が記名押印又は自ら署名する」を「の役職及び氏名を記載する」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第七号
経済産業省令第七号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十一条第三項（同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第三十四条の規定に基づき、中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉
経済産業大臣　梶山　弘志

中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「印」及び「㊞」を削る。

様式第二及び様式第三中「印」を削る。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。